特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和8年2月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	春日部市（以下「本市」という。）は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ①保健指導 ②新生児・乳幼児の訪問指導 ③乳幼児健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付 ⑤妊婦健康診査の実施 ⑥子育て世代包括支援センターが行う業務の実施 ●公金受取口座情報の利用にかかる事務 ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録 ・給付申請：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示 ・行政機関における口座情報取得 ・支給手続き：行政機関等は公金受取口座に振込を実施 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表に基づいて、本市は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル・電子申請システム） 5.. 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
母子健康保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表の第70の項、135の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第十一条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表　第42、48、71、80、95、112の項 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表、第95、96、160項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部　こども相談課
②所属長の役職名	こども相談課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地：〒344-8577　春日部市中央七丁目2番地1 電話：048-736-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月18日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子保健事業事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が際在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにいしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　特に力を入れている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	春日部市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会見年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては、再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等の等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	記入なし	⑤妊婦健康診査の実施	事後	追加があったため
令和1年6月24日	6.評価実施機関における担当部署	健康保険部健康課 健康づくり担当課長（兼）保健センター所長 島田 敬	こども未来部こども相談課 こども相談課長	事後	機構改革があったため
令和1年6月24日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活相談課市民相談・情報公開担当	市政情報課市民相談・情報公開担当	事後	機構改革があったため
令和3年5月28日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤（連携・統合宛名） 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル・電子申請システム）	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル・電子申請システム）	事前	変更があったため
令和3年5月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月28日時点	令和3年5月28日時点	事前	変更があったため
令和3年5月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月28日時点	令和3年5月28日時点	事前	変更があったため
令和3年10月29日	Ⅰ-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	変更のため
令和5年3月30日	Ⅰ-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル・電子申請システム）	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能（マイナポータル・電子申請システム） 5.. 申請管理システム	事後	変更のため
令和7年3月14日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	春日部市（以下「本市」という。）は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ①保健指導 ②新生児・乳幼児の訪問指導 ③乳幼児健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付 ⑤妊婦健康診査の実施 ⑥子育て世代包括支援センターが行う業務の実施 ●公金受取口座情報の利用にかかる事務 ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録 ・給付申請：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示 ・行政機関における口座情報取得 ・支給手続き：行政機関等は公金受取口座に振込を実施 番号法の別表第二に基づいて、本市は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	春日部市（以下「本市」という。）は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ●母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務 ①保健指導 ②新生児・乳幼児の訪問指導 ③乳幼児健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付 ⑤妊婦健康診査の実施 ⑥子育て世代包括支援センターが行う業務の実施 ●公金受取口座情報の利用にかかる事務 ・公金受取口座登録：住民が国に口座情報を事前登録 ・給付申請：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示 ・行政機関における口座情報取得 ・支給手続き：行政機関等は公金受取口座に振込を実施 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表に基づいて、本市は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法の改正
令和7年3月14日	Ⅰ-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・番号法第9条第1項　別表第一の49の項、101項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・別表第一省令第40条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第十一条第1項	1. 番号法第9条第1項　別表の第70の項、135の項 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第十一条第1項	事後	番号法の改正
令和7年3月14日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供の制限】 番号法第19条第8号及び番号法別表第二 【情報提供に関すること】 番号法別表第二　第26、56-2、69-2、87項 【情報照会に関すること】 番号法別表第二、第69-2、70、120項	【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表第42、48、71、80、95、112の項 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表、第95、96、160項	事後	番号法の改正
令和7年3月14日	Ⅰ-9. 規則第9条第2項の適用 適用した理由	—	欄の追加	事後	基礎項目評価書の様式改正のため
令和7年3月14日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和6年4月1日時点	事後	変更のため
令和7年3月14日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和6年4月1日時点	事後	変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠	—	[十分である] マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子保健事業事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が際在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにいしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	基礎項目評価書の様式改正のため
令和7年3月14日	Ⅳ-9. 監査	Ⅳ-8. 監査	Ⅳ-9. 監査	事後	基礎項目評価書の様式改正のため
令和7年3月14日	Ⅳ-10. 従業者に対する教育・啓発	Ⅳ-9. 従業者に対する教育・啓発	Ⅳ-10. 従業者に対する教育・啓発	事後	基礎項目評価書の様式改正のため
令和7年3月14日	Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	[9]従業者に対する教育・啓発 [特に力を入れている] 春日部市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会見年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては、再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等の等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	基礎項目評価書の様式改正のため
令和8年2月25日	Ⅱ－1　対象人数	令和7年2月12日時点	令和8年2月18日時点	事後	
令和8年2月25日	Ⅱ－2　取扱者数	令和7年2月12日時点	令和8年2月18日時点	事後	